８笠監第１８号

令和８年８月３１日

笠置町長　山　本　　篤　志　様

笠置町監査委員　　東　達廣

笠置町監査委員　　向出　健

令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり意見書を提出する。

令和７年度　健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の健全化判断比率について　　（単位：%）

健全化判断比率	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	15.0
連結実質赤字比率	－	－	20.0
実質公債費比率	6.6	6.4	25.0
将来負担比率	－	21.5	350.0

※0%以下の場合は「－」として表示

(2) 個別意見

実質公債費比率について

実質公債費比率については、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示すもので、

令和７年度決算においては6.4%となり、令和６年度の6.6%と比較して0.2ポイント減少しているが、要因として、元利償還金額については年々逓増している状況であるが、それ以上に普通交付税額が増加していることに伴い標準財政規模が大きくなっていることが挙げられる。

また、令和７年単年度での実質公債費比率は6.4%であるが、令和４年単年度における実質公債費比率6.9%と比較すると0.5ポイントも低下している。、これにより、３カ年平均をすることで実質公債費比率が0.2ポイント改善したものである。

現時点において、実質公債費比率は適正な水準を維持しているものと認められるが、将来負担比率が0%以下から21.5%へ上昇したことについては、財政運営において今後の推移を注視していく必要がある。

令和7年度から企業版ふるさと納税の獲得に取り組むなど、新たな財源確保に向けた取組を開始されたことは評価できる。今後は、企業版ふるさと納税をはじめ、国・府等の補助制度、各種交付金その他の財源についても情報収集を積極的に行い、町の施策と結び付けながら、安定的かつ有効な財源確保につなげられたい。

標準財政規模は、国の動向や笠置町の財政状況により変動し、数年後の状況を確実に見込めないところでもあるが、実質公債費比率については、現在の借入状況及び財政状況を鑑みたうえで、計画的な地方債の発行等、引き続き財政の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

令和７年度　資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の資金不足比率について　　（単位：%）

比率名	令和６年度	令和７年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	20.0

※0%以下の場合は「－」として表示

（2）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。